

名称選定に係る基本的な考え方（案）について

1 名称選定に係る基本的な考え方

(1) 名称の前提

- ・ 停留場の名称は，L R T利用者が乗降する場所を示すものである。
- ・ 停留場の名称は，芳賀町・宇都宮市が設置する公共施設の名称である。

(2) 名称として求められるもの

- ・ 町民・市民や利用者に対して，その場所を分りやすく示す明示性
- ・ 公共施設としての公平性
- ・ 長期間継続的に使用していく永続性

【参考】

1 鉄道駅の名称について

(1) 駅の所在地名（地名）

J R 宇都宮線「大宮」，「小山」，「宇都宮」など

⇒ 都市間移動の手段である鉄道駅名称においては，駅の所在地名（地名）が駅名となっている事例がほとんどである。

(2) 公共施設，歴史的な施設名称

J R 京葉線「葛西臨海公園」，東京メトロ千代田線「国会議事堂前」，

J R 常磐線「偕楽園」，東京メトロ千代田線「明治神宮前」など

(3) 既設駅名

J R 京浜東北線「南浦和」，J R 青梅線「西立川」など

2 軌道停留場の名称について（公設公営）

(1) 停留場の所在地名（地名）

札幌市電「西八丁目」，鹿児島市電「谷山」，など

(2) 公共施設，歴史的な施設名称

熊本市電「市役所前」，「熊本城前」，函館市電「五稜郭公園前」など

(3) 既設駅名

熊本市電「上熊本」，東京都電「王子駅前」など